

通し 番 号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
3. 女性活躍のための環境整備													
(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備													
③													
84	性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会の審議結果を踏まえた必要な措置	現在、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について、法制審議会において調査・審議中であるところ、同審議会の答申が得られた場合には、これを踏まえ必要な措置を講じる。	平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえ、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。（なお、同法案は29年6月16日に成立し、同月23日に公布され、同年7月13日に施行された。）	—	—	—	—	—	—	法令・制度改正 ・平成27年11月から28年6月まで法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議し、同年9月に法制審議会が答申。	83	104	法務省
85	検察官等に対する研修の充実等	検察官等に対する各種研修・協議会等において犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施している。	—	—	—	—	—	—	—	84	142	法務省
86	性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進	ワンストップ支援センターにおいて、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察においても関係機関・団体との協力・連携を図る。	都道府県警察において、関係機関・団体と協定を結ぶなど、ワンストップ支援センターの開設に向けた協力・連携を図った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	警察庁
87	関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進	性犯罪被害の潜在化防止のため、関係機関・団体と連携した取組を推進するほか、被害者等と接する警察官への教育を推進するとともに、警察による支援施策の周知を図る。	民間支援団体と連携した性犯罪被害者支援を推進するとともに、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」やリーフレット等の広報資料を作成・配布し、警察による犯罪被害者支援施策の周知を図った。	995の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	638の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	—	933の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	661の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	—	—	—	—	警察庁
88	性犯罪被害者支援に携わる人材の育成	・第一線の現場で被害者等と接する警察官に対する被害者等の心情に配慮するための教育の推進 犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者や部外有識者による講演会等を行っている。 ・カウンセリング技能を有する警察職員の活用 カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置し、平成19年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている。 ・精神科医、カウンセラー等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用 都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。	・警察庁において、部外有識者等を講師とした被害者支援専科等を実施し、現場で被害者等と接する警察官に対して、被害者等の心情に配慮するための教育を推進した。 ・都道府県警察において、部内カウンセラー（臨床心理士等）の配置を推進するとともに、カウンセリング専科等の研修を実施し、カウンセリング技能の向上を図った。 ・都道府県警察において、部外カウンセラー（精神科医等）に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を実施した。	1,200の内数 (都道府県警察費補助金等を除く)	1,022の内数 (都道府県警察費補助金等を除く)	—	1,200の内数 (都道府県警察費補助金等を除く)	1,015の内数 (都道府県警察費補助金等を除く)	—	—	—	—	警察庁
89	性犯罪被害者支援のための各種取組の推進	・女性警察職員による「性犯罪110番」等の相談体制の充実 性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。 ・初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の公費負担制度の充実 平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費を公費で負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。 ・カウンセリング費用の公費負担制度の充実 一部の都県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用されている。	・平成29年度における性犯罪相談専用電話窓口の運用開始に向け、準備を進めた。 ・都道府県警察において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の公費負担制度を整備し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。 ・警察庁において、平成28年度から新規に犯罪被害者等のカウンセリングに要する費用の公費負担制度のための予算措置をし、全国展開を進めている。	— (都道府県警察費補助金)	— (都道府県警察費補助金)	—	— (都道府県警察費補助金)	— (都道府県警察費補助金)	—	—	82	107,108	警察庁

※1「2016（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針 2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）』での施策の整理上の番号を示す。
※2「2017（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針 2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）』での施策の整理上の番号を示す。
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し 番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
90	性犯罪に対する厳正な対処等 (医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備)	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めたときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 平成26年10月から5都道県、平成27年12月からは10都道県の医療機関において試行実施しており、平成28年度については、試行実施結果を踏まえつつ新たな配布先医療機関を選定するなどして、引き続き試行実施を継続するものとする。	警察において、平成26年度から28年度にかけて14都道県へ性犯罪証拠採取キットを整備し、試行を実施した。	672	593	88.2%	672	593	88.2%	—	81	—	警察庁
91	性犯罪に対する厳正な対処等 (女性警察官の配置等、職員に対する研修の充実等)	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している（平成27年4月現在7,505名を指定）。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成28年度も、上記施策を推進する。	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している（平成28年4月現在7,974名を指定）。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。	—	—	—	—	—	—	—	109	警察庁	
92	性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究	性犯罪被害者等のためのいわゆるワンストップ支援センターの開設や相談支援機能の強化等を計画する地方公共団体の取組を対象として、最長3か年の実証的調査研究を実施する。	平成26年度は地方公共団体9団体、27年度は19団体、28年度は21団体の取組を対象とした実証的調査研究を実施した。	100,009	74,503	74.5%	88,187	57,757	65.5%	—	—	—	内閣府
93	性犯罪被害者等支援体制促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関の相談員を対象とする研修を実施する。	地方公共団体の職員に向けた研修を平成29年2月に1回（参加者37名）、性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修を同年1月から2月に計3回実施した（参加者計155名）。	—	—	—	8,986	5,970	66.4%	—	79	105、140	内閣府
94	地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進	地域の実情に応じて、以下の内容の事業を実施。 ・地域において犯罪被害者等の支援に携わる者に対して、犯罪被害者等施策に関する理解や基礎的知識について情報提供等を行うセミナー等の開催。 ・具体的な犯罪被害者等の支援に要する連携体制を、関係機関・団体を交えてシミュレートし、実践的なマニュアル・連絡網等の作成・構築。 ・関係機関・団体が共同で企画・運営し、地域の住民に支援体制等に関する周知を目的としたフォーラム等の開催等、効果的な広報啓発活動。	・犯罪被害者等の支援体制を整備するため、犯罪被害者等の支援に携わる者に対して犯罪被害者等施策及び犯罪被害者等に対する支援に関するワークショップを実施したり、関係機関・団体等と有機的に連携するためのツールを作成するための検討会を実施したりする等、各地方公共団体の問題意識に応じた事業を実施した。 【平成27年度】宮城県、和歌山県、横浜市、名古屋市 【平成28年度】山口県、沖縄県、横浜市 ・各地方公共団体の実情に応じて、地方公共団体等職員を対象に、犯罪被害者等施策の総合的な推進や、相談・情報提供に当たり必要となる基礎的知識・技術を習得するための研修等を実施した。 【平成27年度】大阪府、沖縄県、大阪市 【平成28年度】岩手県、大阪府、高知県 ※平成27年度まで内閣府で業務実施、28年度から警察庁に移管。	27,687	18,722	67.6%	19,815	10,272	51.8%	—	—	—	警察庁
95	DV被害者等自立生活援助モデル事業	DVシェルターを運営するNPO法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証する。	平成28年度DV被害者等自立生活援助モデル事業については、一時保護所等退所後のDV被害者等が地域で自立していくために必要な支援（家庭訪問、同行支援、就業支援等）を委託して実施（1か所）	11,683,491の内数	6,084,389の内数	—	12,169,218の内数	9,516,736の内数	—	—	—	—	厚生労働省
96	PTSD対策専門研修（PTSD・思春期精神保健対策事業）	精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者に対し、専門的な養成研修を実施。	平成29年2月に、精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者に対してPTSD対策専門研修を実施し223人が参加した。	7,454の内数	7,454の内数	—	6,709の内数	6,709の内数	—	—	—	—	厚生労働省

※1「2016(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)』での施策の整理上の番号を示す。
※2「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)』での施策の整理上の番号を示す。
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
97	警察庁職員・地方警察官の増員及び警察庁組織改正	平成27年度においては、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策の強化のため、警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。平成28年度概算要求においても、同様に、警察庁職員及び地方警察官の増員要求を行うとともに、ストーカー対策推進室の設置を要求した。	平成28年度及び29年度において、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策の強化のため、警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。	—	—	—	—	—	—	平成28年度及び29年度において、警察庁職員及び地方警察官の増員を盛り込んだ予算が成立。	86	124	警察庁
98	ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出し	平成27年度においては、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等による被害を防止するため、27年度地方財政計画において、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案による被害の防止に資する物品の貸出しに要する経費が盛り込まれた。平成28年度においても、引き続き28年度地方財政計画において、当該経費を盛り込んだ。	ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等による被害を防止するため、平成28年度地方財政計画において、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案による被害の防止に資する物品の貸出しに要する経費を盛り込んだ。29年度についても、引き続き同年度地方財政計画において、当該経費を盛り込んだ。	—	—	—	—	—	—	地方財政計画において措置	86	124	警察庁
99	ストーカー被害者の支援及び加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ	平成27年度においては、 ・被害者の一時避難及び必要な資機材の整備に係る都道府県への一部補助 ・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法についての調査研究等を実施している。 平成28年度においても、引き続き当該経費の補助に係る予算を要求するとともに、新たに当該調査研究の結果を踏まえ、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する経費を計上した。	警察では、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設への一時避難にかかる費用について、公費で負担することとしている。 また、平成26年度から、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施してきたところ、その結果を踏まえて、28年度から、警察官が地域精神科医等から加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進している。	63,286 (都道府県警察費補助金を除く)	45,016 (都道府県警察費補助金を除く)	71.1%	6,965 (都道府県警察費補助金を除く)	1,091 (都道府県警察費補助金を除く)	15.7%	—	86	124	警察庁
100	婦人保護事業	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年10月3日に施行されたことにより、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。	「婦人相談所が行う一時保護の委託について」の一部改正について（平成28年3月31局長通知）でストーカー被害者の一時保護委託が可能であることを明記。 相談窓口の周知として、婦人相談所のホームページ等に分かりやすく明示。	13,891,932の内数	8,089,021の内数	—	14,409,189の内数	11,489,656の内数	—	—	90	—	厚生労働省
101	ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成	関係省庁及び有識者からなる検討委員会を設置し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うためのマニュアルを作成し、地方公共団体及び被害者支援機関に配布する。	関係省庁及び有識者からなる検討会を平成28年6月から29年3月に計5回開催し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うための指針の内容や活用方法等の検討を行った。マニュアルについては、29年中に配布予定。	—	—	—	4,038	1,675	41.5%	—	85	—	内閣府
102	警察庁組織改正	平成27年度においては、ストーカー対策推進室の設置を要求した。平成28年度概算要求においても、同室の設置を要求した。	平成28年度及び29年度において、ストーカーを始めとする人身安全関連事案対策の担当課の職員の増員等により、体制を強化した。	—	—	—	—	—	—	—	86	124	警察庁
103	ストーカー被害防止のための、ポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成・配布	平成27年度においては、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成等を行っている。 平成28年度においても、学校等で用いる生徒対象啓発パンフレットの作成等に係る予算を計上しており、今後もこれらの広報資料を活用しながら、女性の被害防止のための広報啓発を行う。	警察では、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材の作成、ストーカー事案に関する情報を発信するためのポータルサイトの作成等の広報啓発を推進している。	19,924	19,384	97.3%	7,876	6,184	78.5%	—	86	124	警察庁
104	情報発信活動の推進と防犯教室の実施	警察では、各都道府県警察等のウェブサイトや電子メール等を活用して、女性が被害に遭った事案等の情報を地域住民に提供するなど、情報発信活動を推進している。また、企業や学校と連携して防犯教室を開催するなどして、女性の防犯意識の向上を図っている。今後もこれらの取組を実施する。	各都道府県警察等のウェブサイトや電子メール等を活用して、女性が被害に遭った事案等の情報を地域住民に提供するなどして、情報発信活動を推進した。また、企業や学校と連携した防犯教室を開催するなどして、女性の防犯意識の向上を図った。	—	—	—	—	—	—	都道府県警察における取組	95	—	警察庁
105	有害環境から児童を保護するための啓発資料の作成・配布	平成27年度においては、全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた啓発用DVD（学齢別）及び保護者向けリーフレットを作成している。また、それらを保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等にもそれぞれ掲載する。平成28年度においても保護者向けリーフレットを作成し、保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等に掲載する。今後もこれらの広報資料を活用しながら、有害環境から児童を保護するための広報啓発を行っていく。	インターネット利用に係る児童の犯罪被害等を防止するため、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた啓発用DVD、保護者向けリーフレット「STOP! ネット犯罪」等を作成し、警察庁ホームページ等に掲載するとともに、各都道府県警察に対し、データ配布を行い、これらを用いた積極的な啓発活動の推進を指示した。	6,864	6,815	99.3%	481	432	89.8%	—	96、97、98、99、100	111,112	警察庁

※1「2016（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）』での施策の整理上の番号を示す。
※2「2017（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）』での施策の整理上の番号を示す。
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通 し 番 号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
106	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットの作成・配布	平成27年度においては、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて、女子中学生・高校生等に配布している。平成28年度においても、新たなリーフレットを作成・配布し、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る被害防止のための広報啓発を行う。	平成27年度と同様に28年度においても、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する犯罪被害を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて女子中学生・高校生等に配布し、広報啓発活動を行った。	2,605	2,580	99.0%	2,605	2,452	94.1%	—	100	112	警察庁
107	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。また、内閣府において平成22年3月に作成した予防啓発教材を一部改訂し、地方公共団体等に配布する。	教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等に向けた研修を、平成28年11月に計3回実施した（参加者計213名）。また、29年3月、予防啓発教材を一部改訂し、地方公共団体等に配布した。	5,264	2,340	44.5%	5,518	3,487	63.2%	—	94	139	内閣府
108	防犯教育の充実及び推進 (学校安全教室の推進)	学校における防犯教室をはじめとする学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会等を実施し、教職員の指導力の向上を図るとともに、小学校低学年向けリーフレットを作成・配布することによる効果的な防犯教育の推進を支援。	都道府県教育委員会が実施する防犯教室をはじめとした学校安全教室の開催を促進・支援して、教職員の安全に関する指導力等の向上を図った。また、防犯教育を含む小学校低学年向けリーフレットを作成し、全国の小学校1年生に配布して、防犯に対する意識の向上を図った。	43,805の内数	8,952の内数	—	63,858の内数	25,330の内数	—	—	101	118	文部科学省

※1「2016（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）』での施策の整理上の番号を示す。
※2「2017（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）』での施策の整理上の番号を示す。
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html